

募集要項

●コース名／出願期間／入学期／募集定員本校の募集は次のように行われます。

コース名	出願期間	入学期	募集定員
進学2年コース	9月1日～10月30日	4月	40名
進学1年6か月コース	3月1日～4月30日	10月	30名

●出願資格

本学に入学することができる者は、次の各号に該当する者です。

- (1) 12年以上の学校教育又はこれに準ずる課程を修了している者。
- (2) 年齢は入学時点で満18才以上、概ね30才以下の者。
- (3) 日本語能力試験 N5 以上、実用日本語検定(J.TEST)F 級以上、日本語 NAT-TEST5 級以上のいずれかを取得していること。
※日本語能力試験 N1 合格を目指す。
- (4) 日本語能力試験 N4 以上、実用日本語検定(J.TEST)E 級以上、日本語 NAT-TEST4 級以上のいずれかを取得していること。
※日本語能力試験 N2 合格を目指す。
- (5) 正当な手続によって日本への入国を許可され、又は許可される見込みのある者。
- (6) 日本在住の身元保証人(本校に対する保証人)がいること。
※日本に該当者がいない場合は、本国の経費支弁者等でも可。

●入学志願者が提出する書類

- ・ 入学願書(本校指定様式・直筆で記入したもの)
- ・ 志望理由書(本校指定書式・直筆で記入したもの)
- ・ 最終出身学校の卒業証明書(原本)または卒業証書(原本)
※中国・ベトナムの方は、可能な限り、教育当局が発行した学歴認証書を提出してください。
- ・ 最終出身学校の成績証明書(原本)
- ・ 日本語能力試験 N5 相当以上の日本語能力を証明する書類
- ・ 戸籍またはこれに代わる証明書(中国の方は、家族全員の戸口簿写し)
- ・ 写真4枚(4cm×3cm)3か月以内に撮影した上半身・無背景のもの
- ・ パスポートのコピー

●経費支弁者が提出する書類

・経費支弁書(支弁書・直筆で記入したもの)

- ・在職証明書※個人経営者の場合は法人登記簿謄本、営業許可書写しなど
- ※ベトナムの企業、自営業者は、経営登録番号または納税コードの記載が必要
- ・納税証明書または収入証明書※所得金額が記載された直近のもの
- ・預金残高証明書(3か月以内に発行されたもの)
- ※中国の方は、存款証明書原本と存単写し
- ・経費支弁者と申請人の関係を証明する書類(公証書、家族関係証明書など)
- ・住民票(経費支弁者が日本在住の場合のみ)

〈留意事項〉

- ・書類はすべて 原本を提出してください。返却の必要な書類は申請時にその旨申し出てください。
- ・日本語以外で作成されている書類には、日本語の翻訳を別紙で添付してください。
- ・上記書類は必要最低限の物であり、このほかにも在留資格認定の条件に適合していることを立証するための書類を提出していただく場合があります。

●選考方法

- ・書類審査
- ・志願者及び経費支弁者との面接

選考後、速やかに合格者を決定し合格書を発行します。

●学費

【進学2年コース】総額 1,240,000円

1年次一括納入

入学検定料	20,000円
入学金	60,000円
授業料	480,000円
施設費	30,000円
教材費	50,000円
課外活動費	10,000円
雑費	10,000円
合計	660,000円

2年次一括納入

授業料	480,000円
施設費	30,000円
教材費	50,000円
課外活動費	10,000円
雑費	10,000円
合計	580,000円

【進学1年6か月コース】総額 950,000円

1年次一括納入

入学検定料	20,000円
入学金	60,000円
授業料	480,000円
施設費	30,000円
教材費	50,000円
課外活動費	10,000円
雑費	10,000円
合計	660,000円

2年次一括納入

授業料	240,000円
施設費	15,000円
教材費	25,000円
課外活動費	5,000円
雑費	5,000円
合計	290,000円

●納入方法

学費は、本校指定口座への振込みとします。

●納入期日選考料

・本校に入学願書を提出する際、納入してください。

入学金、一年次授業料、その他納付金

(1)本校の指定日(在留資格認定証交付後、約2週間以内)に納入してください。

(2)納入を確認次第、「入学許可証」と「在留資格認定証」を送付します。

「入学許可証」「在留資格認定証」「パスポート」その他必要書類を在外日本公館(領事館)に提出し、

「留学ビザ」発給の申請をしてください。

納入に関する注意事項

(1)原則として一年分一括でお支払いください。

(2)指定日までに納入がない場合、入学許可を取り消すことがあります。

返金について

入学の 辞退又は退 学をする場合における入学金、 授業料 及び教材費等の返還については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 在留資格認定証明書が不交付の場合入学検定料及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。
- (2) 在留資格認定証明書は交付されたが、査証の申請を行わず来日しない場合、在外公館で査証発給申請をしたが、認められず来日できない場合、入学検定料、入学金及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。ただし、入学許可証、及び在留資格認定証明書を返還した者、在外公館において査証が発給されなかったことを証明する書類を提出した者に限る。
- (3) 査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合 査証が未使用で失効していることを確認できた場合には、入学検定料、入学金及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。ただし、入学許可証を返還し、パスポートの全ページのコピーを提出した者に限る。
- (4) 入学後、途中退学した場合入学検定料及び入学金は、返還しない。授業料、教材費及び施設費については、1年間を2期とし、次学期の納付済み分を返還する。

以上